

新東京郵便局第二普通郵便部 期間雇用社員金子孝信さんの「雇止め」撤回 裁判の公正・公平な判決を求める要請署名

東京地方裁判所 民事 11 部と係 御中

年 月 日

日本郵便株式会社は 2015 年 9 月 30 日、会社の指示・指導に基づき「右膝」の疾病の療養に専念し職場復帰をめざしていた金子孝信さんに「雇止め」を強行してきました。

郵政ユニオンは、この「雇止め」に対し要求書を提出するとともに苦情処理制度を活用し問題の解決に努めましたが、相互の見解は平行線を辿り会社の姿勢が変わらないなか、2016 年 3 月 28 日、東京地裁に労働審判の手続きを行い、裁判所に判断を求めました。6 月 6 日の第 2 回労働審判で裁判所から会社に解決金の支払いが命じられましたが、会社はこれを不服として異議申し立てを行ってきました。それに伴い 7 月 19 日、東京地裁に提訴し裁判で争っています。裁判では、3 回の口頭弁論を経て、2017 年 3 月 13 日には証人尋問が終了し、6 月 12 日に結審を迎えます。

会社は、「膝の疾病は完治する見込みがない」や「たとえ完治しても再発の恐れがある」として、その判断を「提出された診断書に基づいた」と「雇止め」の理由を主張します。しかし、「雇止め」決定以前に本人への症状確認や診断書の提出を求めることを怠り、専門的知識のある医師等からの意見や判断を仰ぐこともありませんでした。また、金子孝信さんは当初、毎月、診断書を提出していましたが、会社の指示の下で診断書の提出を中断した経過があります。このような経過からも判断の基となった診断書がいつのものであるのか不透明です。そのような診断書を根拠とした「雇止め」決定の判断は、一方的かつ医学的見地に欠ける憶測の域をでない判断と言わざるを得ません。今回の金子孝信さんへの「雇止め」は、不当な「雇止め」であり撤回し職場復帰をさせるべきです。

裁判所としての公正・公平な判決をよろしくお願い致します。

氏 名	住 所

署名送付先 〒137-8799

東京都江東区新砂 2-4-23 新東京郵便局内 2F
郵政産業労働者ユニオン新東京支部 宛